

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
規制の名称	製造量と輸入量を制限する物質の追加
規制の区分	新設、改正(拡充、緩和)、廃止
担当部局	経済産業省製造産業局化学物質管理課 環境省地球環境局地球温暖化対策課
評価実施時期	平成30年1月
簡素化した規制の事前評価の該当	①簡素化した規制の事前評価の該当要件 iii(国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの)
規制の目的、内容及び必要性	<p>②規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下、「議定書」という。)(1987年採択)は、オゾン層破壊効果のある特定フロン(以下、「特定物質」という。))の生産・消費の削減を加盟国に義務付ける国際条約であり、全ての国連加盟国が締結している。環境分野における主要な国際約束の一つである。我が国では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(以下、「オゾン層保護法」という。))」において、議定書の削減義務の国内実施を担保している。本議定書に基づく措置により、特定フロンからオゾン層を破壊しない代替フロンへの転換が進められたが、代替フロンは高い温室効果を有することから2016年に議定書の改正が行われ、代替フロンについても、生産・消費の義務が加盟国に課されることとなった。本議定書改正を我が国が仮に締結しない場合、国内担保措置は行われないので、議定書の削減義務が我が国に課されなくなる。他方で、70か国以上が本議定書改正を締結することを条件として、2033年1月1日以降、締約国は本議定書改正の非締約国からの代替フロンであるハイドロフルオロカーボン(以下、「HFC」という。)の輸入、非締約国への輸出が禁止されるため、我が国が本議定書改正を締結しない場合、締約国とのHFCの輸出入が一切できなくなる可能性がある。本議定書改正を我が国が仮に締結するも、国内担保措置を行わない場合、議定書の削減義務を履行できないこととなり、本資料で論ずるべきものではないが外交上問題が生じる可能性がある。</p> <p>③課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>HFCが、2016年の議定書改正により削減義務の対象となったことにより、我が国でも議定書の国内担保措置が必要となっている。そこで議定書の担保措置としてオゾン層保護法で特定フロンに対して用いている規制措置と同一の枠組みで、代替フロンについても規制措置を行うことが合理的である。</p>
直接的な費用の把握	費用の要素
(遵守費用)	<p>④「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>(遵守費用について)</p> <p>HFCの規制により、オゾン層破壊効果がなく温室効果の低い低温室効果ガスへ転換することに伴うコストが発生しうる。現在、HFCの用途の一つである自動販売機や家庭用冷凍冷蔵庫の冷媒は、既に新規出荷分がCO2やインフタン等の自然冷媒に転換済みであることから、遵守費用は限定的であると考えられる。</p> <p>業務用冷凍冷蔵機器については、自然冷媒技術が実用化され普及しつつあるが、HFCを使用した機器との価格差があるため、価格差を軽減し、普及するための支援措置を講じており、遵守費用は限定的になるものと考えられる。</p> <p>一方で、家庭用や業務用のエアコンでは、現時点で安全性や効率性等をも満たす代替冷媒の実用化には至っておらず、研究開発等の費用が国内数社程度の企業に生じると考えられる。</p> <p>(行政費用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請手続きに懸かる費用(国内製造量の許可・輸入の承認等)</li> <li>1,900円/時間・人×4人×3時間/社×100社=100万円程度</li> <li>1,900円/時間・人:審査を行う専門職員の時給</li> <li>4人:実際に審査を行うと考えられる人数</li> <li>3時間/社:一社あたりの審査時間</li> <li>100社:過去にHFCの製造・輸入実績がある会社として実態調査を行った社数</li> </ul>
(行政費用)	<p>⑤規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意</p> <p>(規制対象拡大のため該当せず)</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑥当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</p> <p>・経済への副次的及び波及的な影響</p> <p>・フロン排出抑制法に基づき設定されている代替フロンの使用見通しでは、2025年度までの我が国の代替フロンの使用見通し量は、議定書改正で我が国に課される限度の推計値を下回ることであり、経済的な負の影響は限定的と考えられる。なお、規制による便乗値上げの防止の観点から、HFCについても国内出荷単価の報告を求めることで、価格に関する監視を継続的に実施していく。また、段階的に設定されている本議定書改正の削減義務を着実に履行するため、代替物質の開発に対する支援を行っていく。</p> <p>・競争への副次的及び波及的な影響</p> <p>・規制の政策評価における競争状況への影響の把握を行うべく「競争評価チェックリスト」を活用した結果、競争に負の影響は限定的であるという結果になった。</p>
その他の関連事項	<p>⑦評価の活用状況等の明記</p> <p>経済産業省及び環境省の審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省:産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ</li> <li>http://www.meti.go.jp/committee/gizi/1/31.html</li> <li>・環境省:中央環境審議会 地球環境部会 フロン類等対策小委員会</li> <li>http://www.env.go.jp/council/06earth/yoshi06-07.html</li> </ul> <p>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第28回締約国会合(MOP28)</p> <p>(平成28年10月21日)</p> <p>http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page23_001690.html</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑧事後評価の実施時期の明記</p> <p>当該規制については、法律において見直し条項を措置しないものの、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において『見直し条項がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。』と定められていることに則り、5年後を目途に、事後評価を実施する。</p> <p>⑨事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</p> <p>2029年の基準値比70%(推計約2,200万CO2トン)減をはじめとした議定書改正によるHFCの削減義務を達成すべく、申請手続きの電子化を行うとともに、技術開発や設備導入の支援を行う。これらの動向を踏まえ、経済及び産業に対する総合的な影響を評価する。</p>
備考	